

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

急増！海産物の電話 勧誘販売・送り付けトラブル！

■「新型コロナウイルスの影響で収入が減っている」などの電話に
注意しましょう。

＜事例1＞「新型コロナウイルスの影響で商品が売れず支援して欲しい」と言われて海産物を購入したが、商品は金額に見合わないものだった。

＜事例2＞高齢の母親が、電話で海産物を勧められて断ったが、代引配達で商品が届き、代金を支払って受け取ってしまった。

- ・少しでもおかしいと感じたら、きっぱりと断りましょう
- ・事業者からの電話勧誘で契約したときは、クーリング・オフができます
- ・一方的に商品が届いても受け取らない！受け取ってしまったも、代金を支払う必要はありません

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818